

【短期貸出】ノートパソコンの貸与について

学生は、諸事情により自分のノートパソコン（以下「ノート PC」）が使用できない場合、次のとおり、短期の間、ノート PC の貸与を受けることができます。（貸与可能なノート PC は、台数に限りがあります。）

1 貸与対象：令和4年度以降の入学生（ソフトウェア情報学部については令和元年度以降の入学生を含む）のうち、次のいずれかに該当する場合

- (1) 故障等によりノート PC が使用できない期間が生じる場合
- (2) その他の理由で、ノート PC が使用できず、授業に支障が生じる場合

2 貸与方法

対 象	1-(1) 故障等によりノート PC が使用できない期間が生じる場合	1-(2) その他の理由で、ノート PC が使用できず、授業に支障が生じる場合
貸与場所	ヘルプデスク（メディアセンターB 棟 2 階） 窓口受付時間：8：30～17：15（長期休業期間は除く）	
貸与手続	① 貸与申請書を提出する。 故障の場合は「修理受付書」、納品遅延の場合は「領収書」等を添付する。 ② 貸与申請書のコピーと貸与ノート PC を受け取る。	
貸与期間	<u>貸与理由が消滅する予定日又は申請日から 30 日以内</u> ※貸与の日数は、貸与を受けた日及び土日祝日を含む。30 日を超える場合は、その都度窓口で延長申請が必要。最長 3 回まで延長可能。	<u>1 日（原則として当日返却）</u> ※窓口受付時間内に授業が終わらなかった場合のみ、翌日の返却を認める。貸与は 1 ヶ月につき 5 回を限度とする。
返却遅延	ノート PC の返却が遅延した場合は、返却後 90 日間は、新たな貸与を受けられないことがある。	
注意事項	- 長期休業期間等の授業がない日、及び大学の窓口を閉鎖している日は、ノート PC の貸与を受けることができない。（故障等で貸与期間中のものは除く） - 被貸与者の増加などの理由により、返却期限前に返却を求めることがある。	

3 遵守事項

ノート PC の貸与を受ける際は、裏面の借入事項を遵守すること。

4 問い合わせ窓口

メディアセンターB 棟 2 階 ヘルプデスク

Mail：kyoumu-gp@ml.iwate-pu.ac.jp

〔借入事項〕

- 1 ノートパソコンの貸与を受けた者（以下「被貸与者」という）は、貸与を受けたノートパソコン（以下「貸与機器」という。）について保管管理等の義務を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、その生じた損害については、すべての責任を負うものとする。
- 2 被貸与者は、貸与機器についてハードウェアの一切の変更を加えてはならない。また、ソフトのインストール、削除などの変更を加えてはならない。ただし、授業におけるソフトウェアの設定、セキュリティ対策の設定などはこの限りではない。
- 3 被貸与者は、貸与機器をいかなる形態であれ、他者の利用に供してはならない。
- 4 被貸与者は、貸与機器をいかなる形態であれ、担保物件としてはならない。
- 5 被貸与者は、貸与機材のソフトをいかなる形態であれ、複製したものを販売・貸与もしくは自己使用してはならない。
- 6 被貸与者は、貸与機器のセキュリティに配慮し、貸与期間中は必要な OS のセキュリティ対策をし、ウィルス対策ソフトは絶えず必要な更新がなされるように運用しなければならない。
- 7 被貸与者は、貸与機器を授業に関する目的以外に使用してはならない。
- 8 被貸与者は、貸与機器について大学管理者の指示がある時は、その指示に従わなければならない。また、貸与理由が消滅した場合には、直ちに返却しなければならない。
- 9 被貸与者は、貸与期間中の消耗品は自己で負担しなければならない。
- 10 貸与機器を返却する場合は、各自の責任で必要なファイル等のバックアップをとり、それらデータを削除した後、返却するものとする。
- 11 貸与機器が故障した場合は、直ちにヘルプデスクに申し出るものとする。
- 12 被貸与者は、上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うことがあるものとする。